

ノーマイカーウィークに関する御意見、御提案

1 実施方法等について

できるだけ多くの方に取り組んでいただけるような実施期間、実施方法等を設定する。

(1) 実施期間について

- ・連続した7日間とする。
- ・「ノーワークデー」のように、特定の曜日を「ノーマイカーデー」とする。
- ・毎月一回、「ノーマイカーデー」を設ける。
- ・11月を「ノーマイカー月間」に設定する。

(2) 実施時期について

- ・寒い時期（11月下旬～12月）を避けた方がよいのではないか。
- ・繁忙期は避けた方がよいのではないか。

(3) 具体的な実施日について

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ・「徒歩の日」（10月4日） | ・「鉄道の日」（10月14日） |
| ・「茨城県民の日」（11月13日） | ・「外食の日」（11月23日） |
| ・プレミアムフライデー（10月26日、11月30日、12月28日） | |
| ・平成最後の天皇誕生日（12月23日） | ・クリスマスイブ（12月24日） |
| ・クリスマス（12月25日） | |

(4) 実施方法について

- ・各種イベントの開催日に合わせて実施し、当該イベントとの連携を図る。
 - 「ヨーグルトサミット」（10月20、21日）
 - 「笠間の菊まつり」（10月20日～11月25日）
 - 「大空マルシェ」（10月21日）
 - 「水郡線営業所まつり」（11月18日）
 - 「東海I～MOのまつり」（11月23日）
 - 「大洗鹿島線ワイン列車」（毎年11月）
 - 「水戸バー・バル・バール」（不定期）
 - 忘年会（12月）
- ・期間中、特に公共交通の利用促進に取り組む日を設ける。
- ・「（仮称）スーパーノーワークデー」を設け、業務時間外に職場でレクリエーションを行う。
- ・曜日別に、それぞれ異なる対象者を設定する。

2 施策について

ノーマイカーウィークには、CO₂排出量が抑制されることによる環境負荷の軽減、マイカーの代わりに徒歩や自転車で移動していただくことによる健康の増進など、様々な効用がある。

今回は、その中でも、特に、「公共交通の利用促進」に力点を置いた施策について検討する。

マイカー利用を控える取組の態様は多様で、例えば、「外出しない」というかたちもある。しかし、外出していただかなければ、公共交通を利用していくこともない。「公共交通の利用促進」という目的に対して、効果的な施策を実施する必要がある。

(1)事前の周知

- ・ポケットティッシュ等の啓発品を作成して、期間前の一定期間、参加への呼びかけを行う。
- ・広報紙に記事を掲載する。

(2)情報の提供

- ・公共交通の利用環境の視点から、市域を区分し、当該地区ごとに、「何時に、どこから、どの公共交通機関に乗車すれば、何時までに職場に来ることができるのか」を整理して、職員に対し、情報として提供する。
- ・勤務先を通る路線バスのコース及び時刻表、主要な駅における電車等への接続状況等の情報を職員に紹介する。
- ・出退勤時間帯に利用可能な公共交通について、各自の最寄りのバス停や駅からの発着時刻を紹介する。

(3)環境づくり

- ・期間中に限り、年次有給休暇の時間単位での取得することを奨励し、出勤時間及び退勤時間を公共交通の運行時間に合わせて調整しやすくする。
- ・期間中、公共交通で通勤する場合に支給される通勤手当について、自家用車で通勤する場合と比較し、より高い方を支給する。
- ・平常時の最終便よりも後の時間に、臨時便を運行する（してもらう）。

(4)各市町村が運行するコミュニティバスやデマンド交通等の活用

- ・期間中のいずれか1日限定で、各市町村が運行するコミュニティバスやデマンド交通等の利用料を無償化する。
 - 1,000円タクシー（水戸市）
 - デマンドタクシーかさま、かさま観光周遊バス（笠間市）
 - スマイルあおぞらバス（ひたちなか市）
 - デマンド交通ひまわりタクシー、ひまわりバス（那珂市）
 - 市内循環バス（小美玉市）
 - 海遊号、なっちゃん号（大洗町）
 - デマンド型乗合タクシーふれあいタクシー（城里町）
 - デマンドタクシーあいのりくん（東海村）

- ・コミュニティ交通に乗車した人に、次回から利用できる無料乗車券または割引券を配布する。

(5) 運賃の割引または助成

- ・公共交通事業者と連携して、期間中及び期間前の一定期間に限り、公共交通事業者の販売窓口において、片道1回分の運賃相当額の1～1.5倍の価格で、片道2回分乗車できる前売り乗車券を販売する。
- ・公共交通の利用に係る費用について、助成を行う。
- ・期間中、路線バスを割引運賃で運行してもらう。

(6) 公共交通事業者の既存の商品の活用

- ・関鉄バスが発行する「1日フリー乗車券」の販売促進キャンペーンの実施
- ・JR東日本が発行する「ときわ路バス」の販売促進キャンペーンの実施
- ・「漫遊フリー切符」を割引販売（400円⇒300円、差額分は交通会議が負担）

(7) 特典の付与

- ・共済団体の協力を得て、期間中における取組回数に応じ、売店での購入代金の割引を実施する。
- ・ダムカードやマンホールカードのように、収集したい気持ちを喚起する魅力的なカードを作成して、乗車してくれた人を対象に配布する。
- ・公共交通に乗車することで取得できるスタンプのようなものを集めて楽しんでもらうスタンプラリー的なイベントを実施する。
- ・駅に附属する商業施設等に協力していただき、期間中に限り、参加者を対象とした割引を設けていただく。
- ・公共交通を利用した場合に、何らかのポイントを付与する。
- ・商業施設や観光施設の協力を募り、参加者は、当該各施設で、割引やプレゼントを受けられるようにする。
- ・期間中、公共交通を利用した方に、ノベルティ等の特典をプレゼントする。
- ・ノーマイカーデー限定のフリーパスを作成して、500円程度で販売し、協賛店を募り、当該パスを提示すれば、「ドリンク1杯無料」や「会計時5%オフ」などのサービスを受けられるようにする。

(8) その他

- ・期間中、公営の駐車場及び駐輪場の利用料金の割引あるいは無料化することで、パークアンドライドを促進する。
- ・期間中、退勤時間帯に、駅の構内で、地酒等を活用した飲食イベントを開催する。
- ・期間中、大規模商業施設等において、地球温暖化対策をはじめとする環境保護に関する知見を広げていただくためのパネル展示等を実施し、啓発を図る。
- ・公共交通の車内サービスを充実してもらう。